

地域コミュニティ施設整備事業補助金について

1 概要

コミュニティ施設(集会所等)の整備事業を実施する行政区等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することで、地域のまちづくり団体等への活動支援と地域の活性化を図る。

2 補助対象者

行政区又はみなかみ町内の地縁に基づいた町内会、自治会その他これらに類する地域住民で組織された団体

3 補助対象事業

コミュニティ施設を新設、改修又は修繕する事業で、補助対象経費が20万円以上のもの。

4 補助額等

下表のとおり

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
①新設	・建物本体工事費 ・付帯設備工事費	5分の3以内	100万円
②改修		5分の3以内	100万円
③修繕		2分の1以内	50万円

💡 改修とは

コミュニティ施設等の性能及び機能等を現状の水準を超えて向上させるために行うもの。

例) バリアフリー工事、省エネに関わる工事など



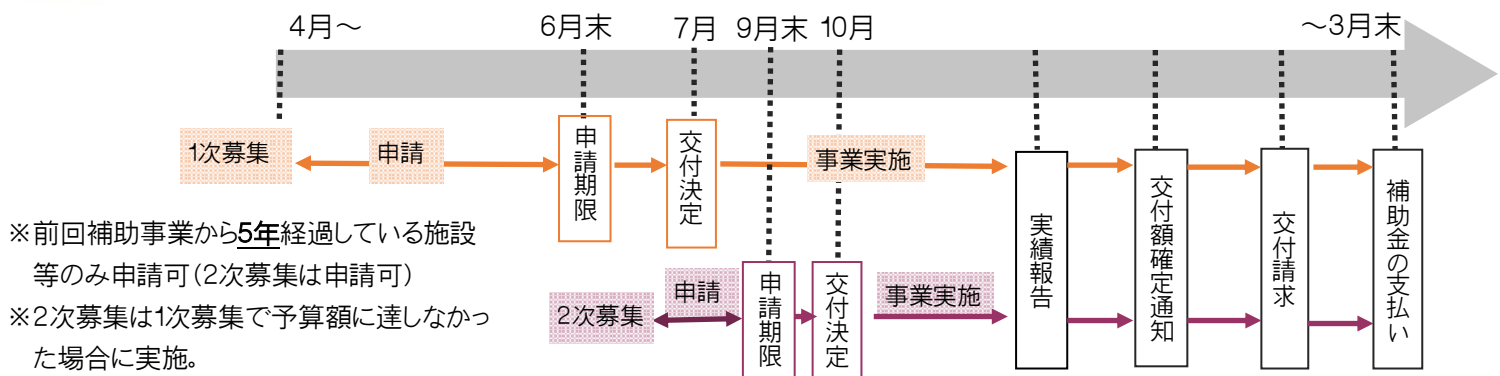
💡 修繕とは

経年劣化等により低下したコミュニティ施設等の性能及び機能等を原状回復させるために行うもの。

例) 屋根・外壁等の老朽化による塗装や修繕、畳の張り替えなど。



5 スケジュール



【問い合わせ先】

みなかみ町役場 企画課 企画調整係 TEL 0278-25-5030 FAX 0278-62-2291